

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年10月30日(2008.10.30)

【公開番号】特開2008-135050(P2008-135050A)

【公開日】平成20年6月12日(2008.6.12)

【年通号数】公開・登録公報2008-023

【出願番号】特願2007-336129(P2007-336129)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/00 (2006.01)

G 06 Q 50/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 3 0 2 E

G 06 F 17/60 Z E C

G 06 F 17/60 3 3 2

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月16日(2008.9.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

「少なくともタイトル又は見出し(小見出しを含む)と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

ユーザーからの希望に対応して、前記コンテンツ記録手段から、前記希望に対応するコンテンツの一部又は全部を抽出するための第1のコンテンツ抽出手段と、

前記第1のコンテンツ抽出手段により抽出されたコンテンツの一部又は全部を、低解像度の画像データとして、通信ネットワークを介してユーザー側に送信することにより、前記コンテンツの一部又は全部を、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータ又はアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、無料で又は所定の料金で、閲覧させるためのコンテンツ提示手段と、

前記コンテンツ提示手段により提示された前記コンテンツの一部又は全部についてのアクセス権の購入を希望するユーザーに対して、前記アクセス権を販売するためのアクセス権販売手段と、

前記アクセス権を購入したユーザーからの要求に対応して、前記コンテンツ記録手段から、前記要求に対応するコンテンツの一部又は全部を抽出するための第2のコンテンツ抽出手段と、

前記第2のコンテンツ抽出手段により抽出されたコンテンツの一部又は全部を、テキストデータ及び/又は高解像度の画像データとして、通信ネットワークを介してユーザー側に送信することにより、ユーザー側に閲覧させるためのコンテンツ提供手段と、を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項2】

「少なくともタイトル又は見出し(小見出しを含む)と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

ユーザーからの希望に対応して、前記コンテンツ記録手段から、前記希望に対応するコ

ンテンツの一部又は全部を抽出するための第1のコンテンツ抽出手段と、

前記第1のコンテンツ抽出手段により抽出されたコンテンツの全部又は一部のデータを、低解像度の画像データに変換するための変換手段と、

前記変換手段により変換されて得られる前記コンテンツの全部又は一部を示す低解像度の画像データを、通信ネットワークを介してユーザー側に送信することにより、前記コンテンツの一部又は全部を、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータ又はアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、無料で又は所定の料金で、閲覧させるためのコンテンツ提示手段と、

前記コンテンツ提示手段により提示された前記コンテンツの一部又は全部についてのアクセス権の購入を希望するユーザーに対して、前記アクセス権を販売するためのアクセス権販売手段と、

前記アクセス権を購入したユーザーからの要求に対応して、前記コンテンツ記録手段から、前記要求に対応するコンテンツの一部又は全部を示すデータを抽出するための第2のコンテンツ抽出手段と、

前記第2のコンテンツ抽出手段により抽出されたコンテンツの一部又は全部を示すテキストデータ及び／又は高解像度の画像データを、通信ネットワークを介してユーザー側に送信することにより、ユーザー側に閲覧させるためのコンテンツ提供手段と、を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項3】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

ユーザーからの希望に対応して、前記コンテンツ記録手段から、前記希望に対応するコンテンツの一部又は全部を抽出するためのコンテンツ抽出手段と、

前記コンテンツ抽出手段により抽出されたコンテンツの全部又は一部のデータを、通信ネットワークを介してユーザー側に送信することにより、ユーザー側に「閲覧」させるためのコンテンツ提示手段と、

ユーザー側による前記閲覧が開始されたときからの経過時間を、計測するための時間計測手段と、

前記時間計測手段からの出力に基づいて、ユーザー側による前記閲覧が開始されてから所定の時間が経過するまでは、立ち読みモードとして、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に「無料で閲覧」させると共に、ユーザー側による前記「無料での閲覧」が開始されてから所定の時間が経過した後は、有料で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧させるように、前記コンテンツ提示手段を制御するためのコンテンツ提示制御手段と、

を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項4】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

ユーザーからの希望に対応して、前記ユーザーの希望するコンテンツの一部又は全部を前記コンテンツ記録手段から抽出するコンテンツ抽出手段と、

前記前記コンテンツ抽出手段により抽出されたコンテンツの一部又は全部についてのユーザー側による閲覧が開始されたときからの経過時間を、計測するための時間計測手段と、

前記コンテンツ抽出手段により抽出されたコンテンツの一部又は全部を、通信ネットワークを介してユーザー側に送信することにより、ユーザー側に、「無料での閲覧」をさせるための第1のコンテンツ提示手段であって、前記時間計測手段からの出力に基づいて、前記のユーザー側による閲覧が開始されてから所定の時間が経過する迄は、無料で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧させるための第1のコンテンツ提示手段と

、前記時間計測手段からの出力に基づいて、前記のユーザー側による「無料での閲覧」が開始されてから所定の時間が経過した後は（又は、前記第1のコンテンツ提示手段による閲覧が終了した後は）、有料で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧させるための第2のコンテンツ提示手段と、
を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項5】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

ユーザーからの希望に対応して、前記コンテンツ記録手段から、前記希望に対応するコンテンツの一部又は全部を抽出するための第1のコンテンツ抽出手段と、

前記第1のコンテンツ抽出手段により抽出されたコンテンツの全部又は一部のデータを、通信ネットワークを介してユーザー側に送信することにより、ユーザー側に、「閲覧」させるためのコンテンツ提示手段と、

ユーザー側による前記閲覧が開始されたときからの経過時間を、計測するための時間計測手段と、

前記時間計測手段からの出力に基づいて、前記のユーザー側による前記閲覧が開始されてから所定の時間が経過するまでは、立ち読みモードとして、無料で又は所定の料金で、前記コンテンツの一部又は全部をユーザー側に閲覧させると共に、前記のユーザー側による前記閲覧が開始されてから所定の時間が経過した後は、前記コンテンツの一部又は全部の「閲覧のための送信」を停止するように、前記コンテンツ提示手段を制御するためのコンテンツ提示制御手段と、
を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項6】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

前記コンテンツの一部又は全部を構成する一つ又は複数の各コンテンツ・ブロックと対応付けて、各コンテンツ・ブロックのデータ又はアクセス権の価格を記録しておくための価格記録手段と、

「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータ又はアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」を利用するためのページであって、

(a) 前記コンテンツ記憶手段に記憶されている、コンテンツの一部又は全部を構成する一つ又は複数の各コンテンツ・ブロックの見出しと、

(b) 前記価格記録手段に記録されている価格であって、前記各見出しに対応する各ブロックのデータ（ダウンードにより取得するデータ）、及び／又は、前記各見出しに対応する各ブロックのアクセス権（ネットワーク経由で閲覧することを可能にするためのアクセス権）、を取得するための価格と、

を互いに対応付けて表示するページを、ユーザー側に提示するための、コンピュータにより実現される、見出し・価格提示手段と、

前記見出し・価格提供手段により提供されるページにおいて、ユーザーがそのページに表示されているコンテンツの一部を構成する一つ又は複数のブロックの見出しを選択したとき、その選択されたブロックのデータを前記コンテンツ記憶手段から抽出して、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、前記立ち読みモードとして、無料で又は所定の料金で閲覧させるための、コンピュータにより実現される、コンテンツ提示手段と、
を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項7】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、

又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

前記コンテンツの一部又は全部を、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するアクセス権を有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、無料で又は所定の料金で、閲覧させるための、コンピュータにより実現される、コンテンツ提示手段と、

前記立ち読みモードにおいて、一つ又は複数のロック（1つのコンテンツを構成する全てのロックを含む）のアクセス権（ネットワーク経由で閲覧することを可能にするためのアクセス権）を取得するための価格を、ユーザー側に提示するための、コンピュータにより実現される、価格提示手段と、

「ユーザーが、一つ又は複数のロック（1つのコンテンツを構成する全てのロックを含む）についての前記アクセス権の取得を、画面上で選択するための選択画面」を、ユーザー側に提示するための、コンピュータにより実現される、選択画面提示手段と、

前記選択画面提示手段の提示する選択画面上でユーザーが「或るコンテンツの一部を構成する一つ又は複数のロック」についてのアクセス権の取得を選択したことに対応して、その選択した一つ又は複数のロックの閲覧を可能とするためのアクセス権を、ユーザー側に販売するための、コンピュータにより実現される、アクセス権販売手段と、

前記アクセス権を取得したユーザー側からの「或るコンテンツの一部を構成する一つ又は複数のロック」についての閲覧の要求に対応して、前記アクセス権の主体であるユーザーに関する識別情報と前記アクセス権の客体である一つ又は複数のロックに関する情報とに基づいて、前記の閲覧要求があった一つ又は複数のロックが前記ユーザーが取得しているアクセス権の対象となっているとき、前記の閲覧要求があった一つ又は複数のロックのデータを、前記コンテンツ記録手段から抽出し、ユーザー側に提供してネットワーク経由で閲覧させるための、コンピュータにより実現される、データ閲覧提供手段と、を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項 8】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

前記コンテンツ記録手段からの各コンテンツ・ロックのデータと、前記コンテンツ・ロックの全部又は一部を構成する各コンテンツ・ロックについてのデータの価格を予め記録しておいた価格記録手段から取得される前記各コンテンツ・ロックの価格のデータとに基づいて、前記コンテンツの一部又は全部を構成する各ロックの見出しと前記各ロックの価格とを互いに対応付けて表示するページを、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータを有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」を利用するためのページとして、閲覧させるための、コンピュータにより実現される、見出し・価格提示手段と、

前記立ち読みモードにおいて、前記見出し・価格提示手段により提示されている「或るコンテンツの一部を構成する一つ又は複数のロック」をユーザーが選択したとき、その選択した一つ又は複数のロックに対応するコンテンツを前記コンテンツ記憶手段から抽出し、その抽出した一つ又は複数のロックを、前記立ち読みモードとして、ユーザー側に無料で閲覧させるための、コンピュータにより実現される、コンテンツ提示手段と、

「ユーザーが、一つ又は複数のロック（1つのコンテンツを構成する全てのロックを含む）についての前記データの取得を、画面上で選択するための選択画面」を、ユーザー側に提示するための、コンピュータにより実現される、選択画面提示手段と、

前記選択画面提示手段の提示する選択画面上でユーザーが「或るコンテンツの一部を構成する一つ又は複数のロック」についてのデータの取得を選択したとき、その選択情報に基づいて、その選択した一つ又は複数のロックのデータを、前記コンテンツ記録手段から抽出して、ユーザー側に提供又は販売するための、コンピュータにより実現される、データ提供販売手段と、

を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項 9】

請求項 1 から 8 までのいずれかにおいて、

前記コンテンツ提示手段により提示される前記「コンテンツの一部を構成する一つ又は複数のブロック」をユーザーが閲覧している場合において、ユーザーが前記「コンテンツの一部を構成する一つ又は複数のブロック」の中の一部又は全部を選択したとき、その選択したブロックに対応する価格を、ユーザー側に提示するための選択ブロック価格提示手段、を備えたことを特徴とするコンテンツ提供装置。

【請求項 10】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

前記コンテンツ記録手段に記録されているコンテンツの一部又は全部を、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータを有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、無料で又は所定の料金で閲覧させるための、コンピュータにより実現される、コンテンツ提示手段と、

前記コンテンツ提示手段による提示を受けた又は受けているコンテンツに関して、ユーザーが、前記コンテンツの一部又は全部を構成する一つ又は複数のブロックの中の一部又は全部を選択したとき、その選択された一つ又は複数のブロックに対応する価格をユーザー側に提示するための、コンピュータにより実現される、選択ブロック価格提示手段と、

ユーザーが前記コンテンツの一部又は全部を構成する一つ又は複数のブロックのデータの取得を選択するための選択画面を、ユーザー側に提示するための、コンピュータにより実現される、選択画面提示手段と、

ユーザーが前記選択画面において前記「コンテンツの一部を構成する一つ又は複数のブロック」のデータの取得を選択したとき、その選択に対応するデータを、前記コンテンツ記録手段から抽出して、ユーザー側に提供又は販売するための、コンピュータにより実現される、データ提供販売手段と、

を備えたコンテンツ提供装置。

【請求項 11】

「少なくともタイトル又は見出し（小見出しを含む）と文章とを含み一つの纏まりのある内容を有しているコンテンツ・ブロック」が複数個組み合わされて成る、雑誌、書籍、又は新聞などのコンテンツを記録するためのコンテンツ記録手段と、

前記コンテンツ記録手段に記録されているコンテンツの一部又は全部を、通信ネットワークを介して、ユーザー側に、「前記コンテンツの一部又は全部に関するデータを有料で購入するかどうかをユーザーが検討するための立ち読みモード」として、無料で又は所定の料金で閲覧させるための、コンピュータにより実現される、コンテンツ提示手段と、

前記コンテンツの一部又は全部を構成する一つ又は複数のブロックについて、データをダウンードにより取得するための価格を、記録しておくための価格記録手段と、

前記コンテンツ提示手段による提示を受けた又は受けているコンテンツに関して、ユーザーが、前記コンテンツの一部又は全部を構成する一つ又は複数のブロックの中の一部又は全部を選択したとき、前記価格記録手段からのデータに基づいて、前記の選択された一つ又は複数のブロックに対応する価格をユーザー側に提示するための、コンピュータにより実現される、選択ブロック価格提示手段と、

ユーザーが前記コンテンツの一部又は全部を構成する一つ又は複数のブロックのデータの取得を選択するための選択画面を、ユーザー側に提示するための、コンピュータにより実現される、選択画面提示手段と、

ユーザーが前記選択画面において前記「コンテンツの一部を構成する一つ又は複数のブロック」のデータの取得を選択したとき、その選択に対応するデータを、前記コンテンツ記録手段から抽出して、ユーザー側に提供又は販売するための、コンピュータにより実現される、データ提供販売手段と、

を備えたコンテンツ提供装置。